

28

平和問題
K
對和平主義的
立場

は し が き

終戦以来日本の民主化と平和国家化を目標として、政治・経済
社会・文化のあらゆる部門で、なしとけられた改革は、真に革命
的なものである。この成果は、連合軍最高司令官の賢明且つ効果
的な指導におりものであるが、他面、自ら進んでかよりの改革を
希求し、衷心とれに協力した日本国民の努力によるものである。
このことは、今日連合軍側でも認められているところである。

一九四九年五月三日の憲法記念日に際し、マツカイサイ元帥は、
日本国民のこの努力に讃辭を呈した後「連合軍が今なお諸君の祖
國を占領している事実が、、、、諸君に落ち度があつたからで
なく、諸君のいかんともなし難い外界の出来事と情勢に因るもの
である。」と述べられた。この声明は、日本人に深い感銘を與え
たのである。

近時国外からの報道は、連合軍側における対日平和條約の準備

に関する情報を頻繁に伝えている。これらの報道は、当然日本国民の深甚な注意を喚起した。終戦以来今日ほど日本国民が平和問題に大きな関心を示し、活潑な議論を展開している時期はない。これにとりまづ、在日外国通信員は、平和問題に関する日本国民または政府の意見と称するものを、国外に報道している。しかし、これらの報道は、必ずしも常に正鵠をえたものとは、いわれない。

われわれは、もとより、来るべき平和條約の作成に當つて、発言権を行使しうる地位にないことを知悉している。しかし、同時に日本人が上述のよりの情勢の下において平和問題に至大の関心をもちある種の要望というよりのものを懷くにいたることは、極めて自然な成りゆきである。果して然らば、この国民の感情を要望なりを卒直且つ正確に解明しておくことは、われわれの義務であると信ずる。平和條約は、敗戦国民の衷心願望に耳をかたむ

けて、作成されてこそはじめて、衡平な永続的な平和を実現しうるからである。

平和條約に関する日本国民の要望は、次の諸項に要約されると信ずる。

講和の形態と時期

対日平和條約が連合国全部の参加を得て作成されるか、または一部の不参加のまま作成されるかは、もとより連合国間の問題で越つて、日本の関與しうる限りでない。しかし、日本国民にとつては、講和の時期の問題の方が、参加国の範囲の問題よりも重要である。もちろん、連合国のすべてと日本との間に平和關係を同時に回復する全面講和の實現が可能であるならば、これにこしたことはない。しかし、全面講和を實現するため、講和の時期を見送しのつかぬ将来へ遷延させることは、日本国民の欲しなものと

らである。

連合国の最大目的の一つである日本の民主化は、連合国側の指導によつて、既にほとんど完成した。今や、日本人自身の創意と責任において民主政治を運営し、日本人自身のものである民主主義を確立しなければならぬ段階に達している。これ以上の占領管理の継続は、日本人の自立心と創意を減退させ、却つて民主主義の確立に面白くない効果すら生れないかを懸念するのである。

また、敗戦によつて根柢から崩壊した日本経済は、米国の援助によつて既に再建の軌道にのることができた。現在更に日本経済の自立を目標として援助が継続され、また、これがため講和前の国家には通例許されない便宜が、連合国当局の多つ旋によつて、日本に與えられつつある。しかし、この方法にはおのずから限界があり、結局今日においては、平和條約のないことそれ自体が、日本経済の再建にたいする最大の障害と認められるに至つてゐる。

かよりにみてくると、講和の締結は、たとえ少数の国との間の
それであつても、早ければ早いほどよい。いわんや特定の二つ又
は二つの国を除いて他の大部分の国との間に平常関係を回復する
平和條約であるならば、われわれは欣然受諾するものである。

安全保障

日本國民は「恒久の平和を念願し、平和を愛する諸國
民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと
決意した。」(憲法前文)また、「正義と秩序を基調とする國際
平和を誠実に希求し」戦争を放棄し且つこれがため「陸、海、空
軍その他の戦力はこれを保持せず、国の交戦権はこれを認めない」
のである。(憲法第九條)完全な軍備の保有は、たとえ許された
としても、日本の破産を招来すること必定であり、不完全な軍備
の保有は、却つて他國の侵略を誘致するにすぎない。われわれは、

無軍備こそ日本の安全にたいする最強の保障であることを確信す
る。

しかし、この憲法の原則については、國際情勢の現実を前にし
て日本人の一部がいまだになお懐疑的であることを隠すことは、
不忠実である。けだし、わが憲法の原則は日本の安全を挙げて
平和愛好諸國の道義的支持にかけようとするものであるが、かれ
らは、戦後の日本が果してこれら諸國の支持をかちえるかどうか、
また、世界の現状においてこの道義的支持が果して現実の侵略を
阻止する実効を挙げうるかどうかについて、確信をもちえないか
らである。

この点に関連して、われわれは、平和條約において連合國が日
本の國連加入に支持を與える旨の規定を設けられるより切望する。
われわれは、将来の日本の外交の基調は國際協調主義以外にあり
えないと考える。また、戦争放棄と軍備放棄の上になつ日本の安

全は、憲法も明言しているように、「正義と秩序を基調とする国際平和」の確立あつてはじめてまつたきをうるものと確信する。そしてこの考え及びこの確信の上になつて「正義と秩序を基調とする」国際社会の確立に積極的に寄與しようとするものである。平和條約に国連加入支持を規定されることは、ただに将来における日本の対外活動に明白な指針を與えることになる外、前に述べた一部日本人の不安を緩和する上に効果があるであらうといふ点を強調したい。

しかしながら、實際問題として、日本の国連加入の實現には相当の年月を要するであらう。国連の保護もなしに無防備のまま今日の險惡な国際社会に投げ込まれることとなる日本の安全を保障するため、連合国においても何らかの措置を講ずべきものとして、^各國種の構想を検討しつつあるよりである。われわれの見解を忌憚なくいふを許されるならば、平和條約が日本の完全非武装を規定

するものとするならば（これはおそらくそうなるであらう）、それに対応して連合国は日本の独立及び領土保全の尊重を誓束されて然るべき筋合と考えるものである。

国内治安

われわれは、日本の安全保持の見地から、国内治安の確保が極めて重要な事項であることを強調しなければならぬ。けだし、現行行われる侵略方式は、軍隊をもつて外界から明白に国境を犯して行われる武力侵略よりも、他国の内部に浸透して不安と擾乱とを工作し、それに乘じて暴力をもつて政府を顛覆し、かいらい政府を通じて国家を支配し、こうして侵略と全く同一の目的を達成する方式が、より多く採用されつつあるからである。日本の地理的地位、国民の日常生活の窮乏、擾乱の際動員しうる軍隊の欠除は、相まつて日本の場合この「見えざる侵略」の危険を最大のも

のたらしめよう。

国内治安の問題を考慮するに當つて想起しなければならぬことは、占領下の日本に現実に発生した二種類の経験である。一つは、政府の機能をまひさせる虞のある大規模の罷業が、占領軍の干渉によつて勃発寸前にわずかに阻止し得た事例及び外国人を含む集団の大規模な騷擾が占領軍の援助によつて始めて鎮圧された若干の事例である。これらの場合もし占領軍の干渉がなかつたならば、果して政府だけの力をもつて事態を收拾し得たかどうかは疑問であつたことを告白せざるを得ない。もう一つは、地震、洪水、津波のような天災に際し占領軍の出動援助によつて、罹災民の迅速な救護が行われ、もつて社会不安と疫病の発生を防止し得た事例である。この種の天災は、不幸にして、日本にはしばしば発生する災厄である。

かやうな事情を考えると、われわれとしては、平和條約で、日

本の警察力に対して制限が設けられないことを、強く希望する。われわれのみるところでは、国内治安の確保に不可欠の要件は、次の三つである。

- イ、軍隊の欠乏を考慮し、日本の人口に対応して国内秩序の維持に充分な数の警察員を保持すること
- ロ、近代的犯罪及び集団擾乱に対抗できる近代的装備を警察に與えること
- ハ、沿嶺水域の治安維持に充分な海上警察及び装備を保有すること

領土問題

われわれは、カイロ宣言及びポツダム宣言で明かにされておる領土問題に関する連合国の決定を、平和條約において具現されることに對し、もとより、なんの異議をもさしはさむものでない。

経済問題

敗戦によつて領土の四五%を失ひ、植民地産業の全部と国内産業施設の三七%を失ひ、狭小な資源に乏しい領土に海外引揚者六百万を含む八千万を超える人口を擁する日本の経済再建がいかに困難な事業であるかは、過去四年半にわたつてその指導と援助とに当られた占領軍当局の熟知されるところであり、今更われわれにおいて説明を加える必要もあるまいと思ふ。

われわれは、先極において外国の援助を必要としないう自立経済の達成を目標として、長期にわたる耐乏生活にたえ経済再建の努力を続ける所存である。しかし日本経済は、なお当分の間引き続いて、われわれの技術と勤勉とのみをもつてしては、克服し難い困難を経験せざるを得まいと予想する。従つて、講和後も少くと

もある期間は、外部からの援助を必要とすることは明かである。もちろん、今日までわれわれに対し多大の経済的援助を供與された連合国、特に米國において、いつまでも従来のような一般納税者の負担においてする経済援助の継続がむずかしいであろうということは、われわれもよく理解できるところであつて、それだから、われわれとしてもこの必要を経済的援助が政府援助から民間援助へ転換されることを希望し、その実現を促進しようとする国内における外国人の経済的活動を広範囲に認め且つ外国資本及び技術の導入と保護を確保にするため国内法制の整備に努めつつあるのである。われわれ日本人が先極において、かようにして與えられた連合国の公私の恩恵に対してレシプロケイトする覚悟であることは言ふまでもない。

さて、われわれは、平和條約において、従来から與えられ且つ今後も期待される連合国特に米國の好意的援助を相殺し、且つ、

日本国民の再建の努力を無に帰さすような、賠償又は経済的制限の課されないように希望する。即ち「賠償」については、既に相当の国内工業施設が撤去されており、また、何う大を日本人の国外資産も処分されるであろうから、現金によると新規生産物とによるとを問わず、新を賠償を課されないように希望する。「産業の規模と種類」については、日本の非武装化に不可欠な制限以外には、なんらの制限も設けられないように希望する。従つて、重工業、軽金属工業、機械工業、化学工業、造船、造船工業その他いずれの産業を問わず、ただそれが潜在的に軍需工業の基礎となり、その製品が軍需にも充当し得るといふ單なる可能性のみを理由として、これに対する制限を設けられることがないように希望したい。また、海運業についても商船の保有量、船型、速力、航行区域などを制限せず、漁業についても日本の参加し役は締結する一般的な、または、個別的な條約に基く制限以外に日本の漁業

に対してのみ特殊な制限を平和條約において課せられないよう希望してやまない。米英はじめ連合国における政府筋または民間筋の見解として、これらの諸点について、近時報道されるところによれば、将来における日本の経済活動に対して出来る限り大きな自由を與えようとする傾向を察知し得るとは、われわれの深く感謝するところである。

われわれは、平和條約実施後、連合国に対し通商上の最惠国待遇を與える用意がある。もしこの点について條約に規定を設けられる場合には、連合国でも日本に対し同様な待遇を與えられるように致したいものである。

「平和文書」への希求

降伏文書を最も忠実に履行したわれわれは、平和條約が一旦作成されれば、これを同様に最も誠実に履行するとこそ、日本の